

各 学 校 園 長 様

岸和田市教育委員会
教育総務部総務課長
学校教育部学校教育課長

春季休業期間中の教育活動等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業については、令和 2 年 3 月 6 日付け岸教教総内 617-1 号により通知したところです。

このたび、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、別添のとおり大阪府教育委員会から春季休業期間中の教育活動等について通知がありました。

については、本市における春季休業期間中の教育活動等（部活動を含む。）については、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

なお、教育活動等を行うにあたっては、「クラスター発生のリスクを下げるための原則（注）に留意し、学校内での活動に限るもの」とします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1 小学校、中学校、幼稚園

3 月 2 5 日から 4 月 7 日までの期間においては、下記（注）に留意したうえで、臨時登校日の設定や部活動などの教育活動を行うことができる。

なお、入学式につきましては、令和 2 年 3 月 6 日付け岸教教総内 617-1 号により通知したとおり、感染症防止策を講じ、必要最小限な規模とする。

2 産業高校

3 月 2 3 日から 4 月 7 日までの期間においては、下記（注）に留意したうえで、臨時登校日の設定や部活動などの教育活動を行うことができる。

（注）クラスター発生のリスクを下げるための原則

（1）換気を励行する（2 方向の窓を同時に開ける等）

（2）人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を 1～2 メートル程度あける等）

（3）近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

※手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。

また、児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。

【学校行事に関すること】

学校教育部 学校教育課 TEL423-9683

【健康管理等に関すること】

教育総務部総務課 保健担当 TEL423-9638